指定医療機関指定(更新)申請書

岡山県知事 殿

年	月	日

下記のとおり、指定医療機関として指定(更新)されたく申請します。

また、次頁の誓約項目を確認した上で、

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第2項各号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第2項各号 のいずれにも該当しないことを誓約します。

申 請 者)(事業者)	法人の場合		名称				
		所在地		₹			
		代表者	職名及び 氏名				
			住所	〒			
		全役員の 職名及び氏名		別紙1を添付すること。			
	個人の場合	氏名					
		生年月日					
			住所	〒			
₩°	1.1		++4.4.	TEL			
指定種別			無柄指 ふりがな	定医療機関			指定小児慢性特定疾病医療機関
指 定 (更 新) を 申 請 す る		,	名称				
□病院・診療所		Ē	所在地等	〒			
□薬 局			NA BB 10	TEL			
□ 訪 問 看 詞 ステーション ⁴		医療機関コード (※2)					
	(※1)	(病	診療科 院・診療所)				

- ※1 訪問看護ステーション等とは、訪問看護事業又は訪問看護に係る居宅サービス事業若しくは 介護予防訪問看護に係る介護予防サービス事業を行う事業所をいう。
- ※2 保険薬局の場合は薬局コード、訪問看護ステーション等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業者番号

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約する。

1 第 1 号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は 医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないも のを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった目前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の目前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者がある。

9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約する。

1 第1号関係

申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律(医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法(第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。)、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、労働に関する法律の規定(①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項(同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。)、第 119 条(同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。)及び第120 条(同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44 条(第 4 項を除く。)の規定により適用される場合を含む。)、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第4号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない(同法第19条の9第2項第4号のただし書きに該当する場合を除く。)。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者 (以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第5号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第5号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人で ない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過 していない。

8 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第9号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者がある。

10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する。